



大澤明彦社会保険労務士 事務所便り

連絡先：〒194-0032
東京都町田市本町田 68-ロ-342
電話/FAX：042-726-5328 携帯：090-2567-5336
e-mail：akihiko-ohsawa@ac.auone-net.jp

「健康経営」——他社はどのような取組みを行っているのか？

東京商工会議所から「健康経営に関する実態調査 調査結果」が公表されています。健康経営については大分認知されてきているかと思いますが、他社はどういった取組みしているのか、その効果のほどはどうか、気になるところかと思えます。今回はこの調査結果から、その実態を見てみます。

◆おさらい～健康経営とは？

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する経営手法。企業理念に基づいて、従業員等への健康投資を行うことで、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に行政向上等につながることを期待されています。

◆「健康経営」で実践している（実践の予定がある）具体的な取組み

- 1位：健診・検診（健康診断受診率 100%、人間ドックの費用負担等）
- 2位：労働時間等の適正化（ノー残業ダイの設置や有

- 休取得の推奨等）
- 3位：禁煙・分煙（事業所内の完全禁煙や禁煙の推奨等）

- 4位：スポーツイベントの実施（ウォーキング大会等の社内イベントの実施、ラジオ体操の実施等）

- 5位：メンタルヘルス（産業医や保健師との面談実施、メンタルヘルスチェックの実施等）

- 6位：ストレスチェック（ストレスチェックの実施、そのフォローアップ等）

- 7位：職場環境改善（希望者へ椅子としてバランスボールを支給、事業所内に健康器具や血圧計の設置等）

- 8位：健康企業宣言（健康企業宣言への参加）

◆健康経営に取り組むにあたり、その効果として魅力に感じているもの

- 1位：従業員満足度の向上（従業員の定着率の向上など）

- 2位：従業員の健康意識の高まり

- 3位：生産性の向上（作業効率の向上）

- 4位：業績の向上

- 5位：社内のコミュニケーションの活性化

- 6位：労働時間の適正化、有休取得率増加

- 7位：企業ブランドイメージの向上（採用活動への影響など）

- 8位：メディア等への露出の増加

※調査の概要等については、下記をご覧ください。

<https://www.tokyo-cci.or.jp/file.jsp?id=1013694>

早めの啓蒙・意識付けが大切！ 「きちんと受けよう、健康診断！」

◆健康診断の重要性

新年度を迎える春に、定期健康診断を実施する企業も多いでしょう。健康診断は、健康状態を調べるとともに、疾病の有無や、その兆候を見つげるためのものです。疾病の予防と早期発見・早期治療のためにも、健康診断は欠かせないのであるべきです。

健康診断を実施することは事業者の義務であり、受診することは労働者の義務ですが、労働者に対しては法律上の罰則はないため、業務多忙等を理由に健康診断を拒



否する労働者もいます。

そこで、受診拒否を回避するための工夫が必要となります。受診拒否を懲戒処分の対象とすることなども効果的ですが、何より大切なことは、健康管理の重要性と、そのための健康診断受診の重要性を啓蒙し、受診への意識付けを行っていくことです。この取組みは、早期に始めたいものです。

◆誤解の多いポイント～治療中の方も健診受診は必要

疾病の治療等で通院したりしている方の中には、「普段から病院で診察を受けているから、健康診断は受けなくてもよいだろう」と考えて健康診断を受けない方もいます。しかし、このような場合も、健診受診は必要です。

また、通常の診療では、治療中の疾病に関わる検査以外は行われません。それ以外の部位の異常を早期発見するために、全身を定期的にチェックすることは、健康管理にとって重要なことです。負担軽減の観点から、医療機関で治療中の労働者については、健康診断にあたり、エックス線写真など主治医においてすでに取得されているデータを取得・活用して診断することが認められるようになりましたので(平成 29 年

8月3日基発 0804 第4号)、この点も伝えるとよいでしょう。

◆結果を活かすことへの意識付けも大切

せっかく受診しても、その結果には無関心だったり、再検査の指示を受けても放置したりといったこともあります。せっかく受けた健診を無駄にしないためにも、結果を健康保持・増進に活かすための啓蒙・意識付けにも取り組んでおきたいものです。

3月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

11日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

15日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区

- 町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

4月1日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]

当事務所よりひと言

本年3月分(4月納付分)から介護保険料率は全国一律で1.73%となります。(健康保険料率は東京都は変更なし)